

## 2007 年度 国内競技規則書（技術仕様） 訂正と追加・改定について

本年度、ロードレースの競技会において適用される国内競技規則書の技術仕様に対し、「訂正・追加」を以下のとおり改訂とします。

適用は、即時適用いたしますので、詳しくは、国内競技規則書と合わせて内容をご確認ください。

### ○ ナンバープレートに関する変更

該当規則

付則 4 ロードレース競技規則 8. ナンバープレート (P78)

8 - 1 モーターサイクルのフロントとシートカウルの両サイドにゼッケンナンバーが装着され、観客とオフィシャルが明白に認識できるようにしなければならない。・以下省略

JSB および ST600 クラスのサイドゼッケンの位置が変更され、全クラスとも、モーターサイクルのシートカウルの両サイドに統一された。

< 国内競技規則書 発行後の訂正と追加 : 語句の追加 = □ >

当該規則

ST600 技術仕様 6-1 (p139)

### 6. ナンバープレート及びカラー

6 - 1 モーターサイクルのフロントとシートカウルの両サイドにゼッケンナンバーが装着され、観客とオフィシャルが明白に認識できるようにしなければならない。さらに、モーターサイクルのいかなる部分、またはライダーが自分のシートに座った時に身体で隠れてしまわないようにしなくてはならない。

### ○ エンジン 2 次ケースカバーについて

該当規則

JSB1000 7-24-2-1 (p133)・ST600 技術仕様 7-3-13 (p148)

< 国内競技規則 発行後の訂正と追加 : 語句追加 = □ >

転倒時に地面と接触する恐れのあるフェアリングに覆われていないオイルを保持する全てのエンジンケースは、2 次カバーを取り付けなければならない。材質は、樹脂製とする。  
2007 年度は推奨期間とし、2008 年度より義務化する。

この規則の制定にあたり、FIM の世界選手権（スーパーバイク・スーパースポーツ・耐久）ともにエンジン 2 次ケースカバーに関する規則が制定され、MFJ においても 2007 年度から推奨期間を設け施行される。

< 2 次ケースカバーで覆う範囲について >

2 次ケースカバーで覆う範囲について

- ・ スリップダウンによる転倒を想定し、転倒時に路面接触によりオイル漏れの恐れのある部分とする。
- ・ 2 次カバーで覆う範囲は、FIM においても明確なガイドラインが無く、2007 年度の状況を見た上で、2008 年度に向けて検討する。材質を樹脂製とする理由は、火花発生防止のため。金属製を認めた場合、火花発生の可能性があるため

<カバーの取り付け方法について>

目的を満たし安全を重視した取り付けであれば取り付け方法は規定せず、車検長判断を優先する。

## ○ ST600 フロント・リアサスペンションについて

2001 年からスタートした ST600 クラスではあるが、当初 GP125 相当のタイムを想定して規則を制定してきたが、ベースマシンのハイスpek化に伴い、足回りとエンジンやフレームなどのバランスを取るために、サスペンションおよびブレーキレバーに関して、2007 年より改定する。

## フロントフォーク

該当規則 ST600 技術仕様 7-3 (P144)

<国内競技規則発行後の改定と追加 : 7-3-3-10 項として 追加 = □ >

- ・ ダストシールに関する記載の追加

### 7-3-3 フロントフォーク

7-3-3-10 ダストシールの改造、変更、取り外しを行なうことができる。

## リアサスペンションフォーク (リヤスイングアーム)

7-3-4-7 項 リアサスペンションの車高調整について、

公認車両時のリアサスペンションをそのまま使用する場合に、車両の安全を確保するため、各車両ごとの遵守しなければ車高調整の範囲であり、わかりやすく記載し、推奨事項として改定する。

該当規則 ST600 技術仕様 7-3 (P144)

<国内競技規則発行後の改定と追加 : 7-3-4-7 項の削除 削除 = >

~~7-3-4-7 リアサスペンションの車高調整を公認車両に装備の車高調整機装置で行う場合については、車種ごとに構造上の観点から、下記の範囲内にて許可される。  
(リアサスペンションユニットに取り付けられた車高調整装置については、自由とする。)~~

<国内競技規則書発行後 追加と訂正 : 7-3-4-7 条項Noの削除と遵守事項に変更>

### <推奨事項>

公認車両時のリアサスペンションを使用する場合の車高調整は以下の調整範囲を守ること。  
ST600 の車両は、一般公道用車両がベースであり、車種ごとに構造上 / 安全上の観点から、下記の範囲内にて調整を行なうこと。

|                   |                                                              |
|-------------------|--------------------------------------------------------------|
| 07CBR600RR (PC40) | シム追加の車高調整は構造上不可                                              |
| 06-07YZF-R6       | シム追加による手法で 10 mm 以内                                          |
| 06-07GSX-R600     | シム追加による手法で 10.5 mm 以内                                        |
| 07ZX-6R (ZX600P)  | シム追加による手法で 11 mm 以内 (キット設定のナット使用のこと)<br>STD カラー取り外し可能 (-6mm) |

## 買い取り価格

ST600 クラスの足回り関係規則改定に伴い、車両買取価格および部品買取価格が改定された。

・フロントおよびリアサスペンションは、統一価格に変更され、アッセンブリーの買取価格とする。

・CBR600RR (PC40) と ZX-6R (ZX600P) の部品買取価格を追記する。

< 国内競技規則発行後の追加と訂正 : CBR600RR(PC40) ・ ZX - 6R(ZX600P)の部品買取価格を追記 >

| 7-5-5-1-1 車両買取価格：           |               |              |                     |
|-----------------------------|---------------|--------------|---------------------|
| 国産車両                        | 2,000,000 円   | 外国産車両        | 3,000,000 円         |
| 7-5-5-1-2 部品買取価格 (単位：円)     |               |              |                     |
| フロントサスペンション                 |               | 350,000 円    | リヤサスペンション 250,000 円 |
| 単位：円                        |               |              |                     |
| 車種                          | シリンダーヘッド assy | ECU インジェクション |                     |
| 07CBR600RR<br>(PC40)        | 267,000       | PGM F1 ユニット  | 73,000              |
|                             |               | スロットルボディー    | 97,000              |
| 06-07 YZF-R6<br>(2c0)       | 309,700       | ECU          | 71,000              |
|                             |               | スロットルボディー    | 91,200              |
| 06-07 GSX-R600<br>(K-6・K-7) | 310,000       | ECU          | 80,000              |
|                             |               | スロットルボディー    | 97,000              |
| 07 ZX-6R<br>(ZX600P)        | 230,000       | ECU          | 65,625              |
|                             |               | スロットルボディー    | 125,000             |

## ○ ST600 公認タイヤの追加

国内競技規則後に以下のタイヤが公認タイヤとして追加された。

< 新規 ST600 公認タイヤ >

| 銘 柄    | パターン名              | F/R | 用途  | 数 | スペック名   | 公認発効日    |
|--------|--------------------|-----|-----|---|---------|----------|
| ダンロップ  | SPORTMAX GP        | F   | ドライ | 1 | R4      | '07.2.22 |
|        | SPORTMAX GP        | R   | ドライ | 1 | R3      | '07.2.22 |
| ブリヂストン | BT-002F PRO        | F   | ドライ | 1 | TYPE-3  | '07.3.1  |
| ピレリ    | DIABLO SUPER CORSA | F   | ドライ | 2 | SC1・SC2 | '07.3.1  |
|        | DIABLO SUPER CORSA | R   | ドライ | 2 | SC1・SC2 | '07.3.1  |
| ミシュラン  | POWERRACE          | R   | ドライ | 1 | C       | '07.3.27 |
| ダンロップ  | SPORTMAX GP        | R   | ドライ | 2 | R2      | '07.3.28 |

< ST600 公認タイヤ切れ一覧 > 使用期限設定されるタイヤ

| 銘 柄    | パターン名                        | F/R | 用途  | 数 | スペック名       | 使用期限日    |
|--------|------------------------------|-----|-----|---|-------------|----------|
| ダンロップ  | D209F GP                     | F   | ドライ | 3 | R1・R2・R3    | '07.8.22 |
|        | D209 GP                      | R   | ドライ | 3 | R1・R2・R3    | '07.8.22 |
| ブリヂストン | BT-002F                      | F   | ドライ | 3 | TYPE-2・3・4  | '07.9.1  |
| ピレリ    | DORAGON SUPERCORSA<br>PRO SC | F   | ドライ | 3 | SC0・SC1・SC2 | '07.9.1  |
|        | DORAGON SUPERCORSA<br>PRO SC | R   | ドライ | 3 | SC0・SC1・SC2 | '07.9.1  |
| ミシュラン  | POWERRACE                    | R   | ドライ | 3 | S・M・MS      | '07.9.27 |

## ○ GP-MONO に関する規則

### ・ コントロールレバー 解釈の確認

(p157)

5-5-2 コントロール・レバー（フット・ペダルおよびハンド・レバー）は、それぞれ別個のピボットに設けられなくてはならない。

コントロールレバーにおけるホットスターターレバー・デコンプレッサーが同一のピボットに取り付けられている車両の取り扱いについて、オリジナルの車両がその場合、「コントロールレバー」項の規則に抵触していないことが確認された。



### ・ GP-MONOタイヤ使用本数について

本年度から全日本選手権におけるGP-MONOクラスのタイヤ使用本数1セット規制が解除されたため、以下の条項が削除された。

ホイール、リム、およびタイヤ

4-12-4-2 予選、決勝（決勝当日のウォーミングアップランを含む）を通じて、使用できるタイヤは1セットとする。但し、レインタイヤは規制の対象外とする。

## ○ GP フォーミュラの技術仕様について

全日本およびチャレンジカップのGP125の重量が132kgから122kgに改定され、併せて予告事項が設定された。

該当規則

GP フォーミュラ技術仕様 8-2 (p120)

< 国内競技規則発行後の追加と訂正 : 改定された「122kg」強調文字に変更 >

### 8-2 全日本選手権・チャレンジカップ選手権における125 ccクラスの重量の改定

125 ccクラスに関しての車両重量チェックはライダーが完全装備で乗車した状態で計測する。ライダーが乗車した状態の車両重量は **122kg** とする（マシンの最低重量は70kg）。

**予告事項：2008年より、車両重量（マシンの最低重量70kg）のみに変更される。**

## ○ JSB1000・ST600・GP-MONOクラスの買取価格規程の統一について

上記クラスの公平性を維持するために設定されている「各クラスの車両および部品買取価格規程」を以下のとおり統一させ、クラスごとの該当規則を改定・変更する。

- 1) 買取対象 上位入賞車両1位から6位以内
- 2) 購入申請時期 決勝レース暫定結果発表後30分以内

### ・ JSB1000クラス

JSBの買取対象を上位3位から6位に改定された。

該当規則

JSB1000技術仕様 9-1 (p137)

< 国内競技規則発行後の変更と変更 : 追加 = □ >

### 9. 部品の買い取り制度

(p137)

9-1 大会にてクラス別上位 3位 **6位** に入賞した車両の下記部品は、購入希望者がいた場合、下記価格にて販売しなければならない。・・・以下省略

## ・ST600クラス

7-5-5-13項として、購入申請時期に関する下記項目を新規則として追加する

該当規則

ST600技術仕様 (p152)

< 国内競技規則発行後の変更と追加 : 追加 >

**7-5-5-13 購入希望者は決勝レース暫定結果発表後30分以内に限り購入申請をすることができる。**

- ・ 売主を除き、購入申請者は当該レース参加者に限る。
- ・ 購入申請は決勝レース暫定結果発表後に行うことができる。
- ・ 購入申請が締め切られた後、売主に購入申請があったことが通達される。

## ・ GP-MONOクラス

GP-MONOクラスの部品買取申請および購入方法の記載なきため、以下の条項を追加する。

該当規則

GP-MONO技術仕様

< 国内競技規則発行後の変更と追加 : 追加 >

|              |                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6. 部品の買い取り制度 |                                                                                                                                                                                                                      |
| 6 - 1        | 大会にてクラス別上位6位に入賞した車両の下記部品は、購入希望者がいた場合、2-7-5-12項に該当する部品および部品価格にて販売しなければならない。                                                                                                                                           |
| 6 - 2        | <p>購入希望者は決勝レース暫定結果発表後30分以内に限り購入申請をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売主を除き、購入申請者は当該レース参加者に限る。</li> <li>・ 購入申請は決勝レース暫定結果発表後に行うことができる。</li> <li>・ 購入申請が締め切られた後、売主に購入申請があったことが通達される。</li> </ul>     |
| 6 - 3        | <p>購入申請は主催者指定の用紙に必要事項を記入し、以下の物を揃え、主催者へ提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 購入申請×切後の申請撤回は認められない。</li> <li>・ 購入申請用紙</li> <li>・ 購入者の運転免許証のコピー</li> <li>・ 購入申請保証金10,000円（購入申請保証金は購入代金の一部とされる）</li> </ul> |
| 6 - 4        | <p>希望者が複数の場合、申請×切後、抽選の会場・時間が購入希望者に連絡される。</p> <p>購入者は主催者により抽選にて購入優先順位が決定される。購入優先順位1位以外の者の購入申請保証金は抽選後返却される。</p>                                                                                                        |
| 6 - 5        | 購入申請が提出された時点より、主催者は車両を売買契約日まで保管しなければならない（売主が車両に触れることは禁止される）。                                                                                                                                                         |
| 6 - 6        | 売買契約日は購入申請日から起算して10日以内の間に設定されなければならない、売主・購入者・そして主催者の3者にて売買契約日を決定する。                                                                                                                                                  |
| 6 - 7        | 前項にて決定された売買契約日に購入代金（現金）と車両の受け渡しが行われる。                                                                                                                                                                                |
| 6 - 8        | 売買契約日までに売主・購入者双方とも身分証明書のコピーを主催者に提出しなければならない。                                                                                                                                                                         |
| 6 - 9        | 売買契約は売主、購入者双方とも主催者立会いのもと行われる。                                                                                                                                                                                        |
| 6 - 10       | 6項にて決定された売買契約日に購入者が購入代金を支払うことができない場合は、この売買契約は無効となり購入申請保証金10,000円は返却されない。また、この場合に発生する経費（運搬費等）は購入希望者が負担する。                                                                                                             |
| 6 - 11       | 売買契約が無効になった場合は3項で決定された、優先順位の次点の購入希望者に購入権利が与えられる。                                                                                                                                                                     |

主催者より次点購入希望者に連絡し、3日以内に再度、購入申請保証金が主催者に提出された時点で購入権利の移行が確定する。確定しなかった場合は、再度さらに次点の者に購入希望の発生が連絡され、同様の手順が適用される。

購入権利の移行が確定した後に、売主に連絡され3者立会いの売買契約調整日が設定され、売買契約日より5項以降の規程を適用する。

- 6 - 12 上記規定は購入者・売主・主催者の合意があれば、部分的に簡略化することが出来る。  
なお、3者合意が必要な規定について、調整が困難な場合は主催者が決定権利を有する（売買契約日等）。

## ○ その他

### 1. 全日本選手権における予選時の音量・重量測定時の許容誤差について<注意事項>

全日本選手権の予選中における音量測定時の許容誤差 3db/A と重量測定時の許容誤差 1%を認めてきたが、07 年からは、音量測定と重量測定時の許容誤差はレース終了後の適用として、予選時における測定の許容誤差は適用されない。

### 2. 2007 FIM 公認車両について

2007 年度の FIM 車両公認は、2007 年 1 月に 4 日間に亘り FIM によるインスペクションが行われ、FIM の正式公認日 2 月 7 日をもって日本国内においても自動的に公認車両として認められました。

公認車両は以下のとおり

#### JSB1000

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| ヤマハ発動機（株） | YZF-R1（4C8）     |
| スズキ（株）    | GSX - R1000（K7） |

#### ST600

|           |                |
|-----------|----------------|
| 本田技研工業（株） | CBR600RR（PC40） |
| 川崎重工業（株）  | ZX-6R（ZX600P）  |